

語ろう人権 家庭で地域で



子どもの人権を守る ～いじめの防止などを通して

どのような行為が、いじめなのか。そのイメージは一人ひとり異なっているかもしれません。

文部科学省は、昭和61年度(当時は文部省)にいじめの定義を定め、それ以降、適宜改定を重ねてきました。その背景には、子どもがいじめを苦にして自殺した事案など、いじめの態様が複雑化、深刻化してきたことがあります。

そのような状況の中で25年には、いじめ防止対策推進法が施行されました。いじめは心理的または物理的な影響を与える行為であって、その行為の対象となった児童などが心身の苦痛を感じているものと定義されました。

この定義によると、いじめは故意に行った言動によるものだけではありません。うっかりぶつかった友達に「死ねよ」と言って、にらんだり、リレーでバトンを落とした友達に「何やってんだ」と怒鳴ったりする衝動的な言動、また、発言の苦手な友達に「〇〇さんも意見を言いなよ」と強く促すなどの好意で行った言動も、相手の子どもが心身の苦痛を感じた場合は、いじめになります。

区では、いじめ防止対策推進法の施行を受け、29年にいじめ防止

対策推進条例を制定し、いじめの未然防止・早期発見・対処などに向けて、さまざまな取り組みを進めています。法と条例で定める現行のいじめの定義に基づき、いじめを積極的に認知し、各区立小・中学校に設置している学校いじめ対策委員会などで迅速な対応を図っています。同時に、より組織的に対応するために、これまで実態把握のために作成していた「いじめに関する個票」に加え、30年度から「学級ごとのいじめ把握・報告票」の作成を始めました。

この取り組みにより、30年4～9月の半年間に区立小学校全22校で883件、区立中学校全9校で201件をいじめとして認知しました。これは、日頃から児童・生徒が示す小さな変化や、危険信号を見逃さないよう、見守りのアンテナを高く保った結果、多くの発見につながったものです。

いじめは、絶対に許されない行為です。区は、いじめのサインを見逃さず、速やかに対応する取り組みを進め、すべての児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めていきます。

区人権政策課 (☎5722-9214)

くらしの相談

*祝日などの場合は相談により異なります。詳細はお問い合わせください

相談名	日時	問い合わせ		
法律相談 (予約制・前週の水曜日から受け付け)	毎週(水)、第1・2・5(木) 第3(木) 第4(木)	13:00~16:00 9:00~12:00 18:00~20:00	区民の声課 ☎5722-9424	
税務相談(予約制・前週の水曜日から受け付け)	第1~4(火)	13:00~16:00		
不動産取引相談(予約制・前週の水曜日から受け付け)	第2・4(月)			
登記・成年後見制度相談(予約制・前週の水曜日から受け付け)	第3(月)			
こころの相談 (予約制・電話相談可)	毎週(金)			
少年相談(前日までに予約)	第3(火)			
年金・労務相談	第3(金)			13:00~16:00 受け付けは 12:30~15:00
行政相談	第1(月)			
行政書士相談				
外国人相談	英語=毎週(月)~(金)、中国語=毎週(月)(火)(水)(金)、ハングル=第1・3(木)、タガログ語=第2・4(木)			10:00~12:00 (英語は9:00から) 13:00~17:00
人権身の上相談 (予約可)	第1・3(木)		13:00~16:00 当日受け付けは15:00まで	人権政策課人権・同和政策係 ☎5722-9280
男女平等・共同参画オンブズ (苦情処理機関)相談(予約制)	日時は相談に応じます		男女平等・共同参画センター ☎5722-9601	
女性のための法律相談 (予約制)	第2・4(土)	9:30~12:10	男女平等・共同参画センター ☎5721-8570	
女性のためのからだの相談 (電話相談可)	第1・3(土)	10:00~12:00	男女平等・共同参画センター ☎5721-8573	
女性のこころの悩みなんでも相談 (電話相談可)	毎週(火)(木)(金)(土) 毎週(水)	10:00~16:00 18:00~21:00	男女平等・共同参画センター ☎5721-8572	
子育て総合相談 (電話相談可)	毎週(月)~(土)	9:30~18:00	子育て支援課ほ・ねっとひろば ☎3715-2641	
子ども相談室 (電話相談可)	毎週(水)(金)(土)	(水)・(金)=13:00~18:00、(土)=10:00~16:00	めぐろ はあと ねっと (子どもの権利擁護委員制度) ☎0120-324-810(相談日のみ)	
保健福祉サービス苦情調整委員による相談	週1回(詳細はお問い合わせください)	午前または午後	権利擁護センター「めぐろ」 ☎5768-3963	
内職相談	毎週(月)~(金)	8:30~17:00	高齢福祉課いきがい支援係 ☎5722-9719	
ワークサポートめぐろ 就労相談	毎週(月)~(金)	9:00~17:00 10:00~17:00	ハローワーク相談室☎5722-9326 キャリア相談コーナー☎5722-9632	
受発注情報室(電話相談のみ)	毎週(月)~(金)	10:00~11:30	中小企業センター内 ☎3711-1185	
創業相談室(予約制)	毎週(水)	13:00~16:00	消費生活センター相談コーナー ☎3711-1140	
消費者相談	毎週(月)~(金)	9:30~16:30	生活福祉課めぐろくらしの相談窓口☎5722-9370	
生活の相談 (生活の不安・困り事相談)	毎週(月)~(金)	8:30~17:00	八雲体育館☎5701-2984	
健康体力相談(予約制) メディカル・整形・栄養	土曜日の午後(相談内容に応じて時間が異なります) 第2・4(金)。8月の第2(金)、1・12月を除く		住宅課居住支援係 ☎5722-9878	
住宅増改修相談		10:00~16:00		

区政や区について知りたいとき 区政情報コーナーを ご利用ください

区政情報コーナーは、区政や区を知ることができる、さまざまな情報をご覧になれます。資料は約8,300点備えており、貸し出しも行っていきます。詳細は、ホームページ(右コード)をご覧ください。

区民の声課 (☎5722-9480)



資料の閲覧

区の資料、区政に関連のある国・都・特別区等の刊行物や新聞などがご覧になれます。区政情報コーナーの蔵書は、ホームページの目黒区資料横断検索から検索できます。



資料の貸し出し※ (一部資料を除く)

3冊まで、2週間貸し出します

行政情報閲覧用端末※

区や他自治体のホームページを閲覧できるパソコンを設置しています

※運転免許証など住所・氏名が確認できるものをお持ちください

有料刊行物の販売

計画書・予算書等の印刷物、「写真集目黒の風景100年」や保育園・学校の給食レシピ本などを販売しています

コピーサービス (一部資料を除く)

資料は有料でコピーできます

区政情報コーナー

場所
総合庁舎本館1階
利用時間
9:00~17:00
月~金曜日(祝・休日、12/29~1/3を除く)



区政情報コーナーは西口を
入って、右側にあります



「くらしのガイド」や「防災マップ」、区の施設で開催するイベントのチラシなども配布しています

資料が見当たらないときは、気軽に職員へお声掛けください

